

長野県小川村議会視察研修報告

平成31年2月19日

場所：喬木村役場2階 委員会室

時間：午前9時30～

来村者：小川村議会議員9名 小川村随員職員3名 計12名

対 応：下岡議長、小池副議長、下平議員、木下議員

後藤章人議員、東原議員、事務局 計7名

喬木村議会が議会活性化の取組で目指したもの

① 役割を兼務するという働き方改革と意識改革

小規模自治体が人口減少・高齢化の時代の担い手不足を克服し、今までと同じような行政サービスを続けるためには、住民の多くが自分の仕事が終わった後に、地域のために短時間でも地域の仕事ができる環境づくりとそれを認める意識改革

② 議会と議員の質の向上、レベルアップ

③ 住民から期待されなくなった議会と議員の役割をこの取り組みを通して、議員と住民が考え直すことと議員の「やりがい」を住民に知らしめること。未だ解決策が見えない人口減少・高齢化時代の課題に直面している中、議会や議員だけでなく、住民の役割も変わっていくべきではないか。

以降はパワーポイントにて詳細説明し、以下の事前質問について回答するとともに意見交換を行った。小川村議会は定数10名で本年9月任期満了により改選となるためになり手不足問題、討論を中心とした議会運営に関心が寄せられ活発な意見交換となった。

【小川村議会の事前質問に対する回答】 以下のとおり

① 夜間・休日議会について

・きっかけ

【回答】

平成 29 年 6 月議員一般選挙の無投票。5 月上旬まで定数 12 人に対して 10 人に達しない状況となり「再選挙」が心配された。「選挙にならないければ立候補する。」という方も現れる中で何とか定数を確保した。農業・自営業の職業構成から専業観光農業者・会社員・会社役員・団体職員という職業構成が変化した。現実的に兼業議員であっても議員活動が出来るための「働き方改革・環境整備」のために議長から諮問を受け検討した結果、夜間・休日議会運営を試行することとなる。

・開催までの協議方法及び内容

【回答】

議長が議会運営委員会に休日・夜間議会含めた 15 項目を諮問。議会運営委員会で検討し、全員協議会に諮って運営方法を決定した。

8 月から協議を重ね、9 月に試験的に全員協議会を開催して実現可能か検証し、工夫改善を図って 12 月定例会より本格的に試行を開始した。

・反対意見の内容と対処方法

【回答】

「時期尚早。」「出来るかどうか。」「住民の理解が得られない。」「運用方法について住民の意見を聞いてから実施するべき。」という意見が出されました。平成 21 年の無投票の後に議会改革の気運が高まり、最終的に「喬木村議会基本条例」の制定に繋がった際にも「夜間・休日議会」が検討されたものの、実施に至らなかった経過があったことから、「やりたくない理由・出来ないを考えるのではなく、出来る理由を考えて取り組もう。」という議長の言葉で方向性が決定した。

・開催後の住民及び議員の意見とその改善の有無

【回答】

「会議を 2 時間で終わらせる。兼業を認めるのは片手間議会。」と揶揄する声もあれば、「新たな改革の取り組みを応援する。」という意見も寄せられました。当初より事前に審議が 2 時間で終わらないことが予想される場合は、

夜間会議にこだわらず昼間開催することは委員長判断で行うこととしていた。また委員会が時間内で終了しない場合を想定して予備日を設けていたが、一般の方には伝わらず、様々な誤解が生じていた。

全員協議会はタブレットを活用してペーパーレス化を図っている。事務連絡には携帯メールを活用。意見集約及び報告事項の資料については PC アドレスを活用した情報の受発信を行っている。

以上のことから議案に対する簡易な質問等については事前に議会事務局を通じて回答を得て全員で共有するなど工夫をし、会議時間の 2 時間を討論中心の時間確保に務めた。また、6 月定例会より全議員の議案に対する意見を集約して情報共有することを開始したことで、請願・陳情に対して委員会以外の時間を活用して自由討論する場面も見られるようになった。

・慢性化について

【回答】

試行期間中の取り組みは、各議員がいかに議案を読み込み調査研究する時間を確保するか試行錯誤して取り組みました。定例会終了後、議員だけで行う議員全員協議会で総括し、改善点を次の定例会に活かすかを徹底的に協議して取り組んだことから慢性化ということとはなかった。

・行政職員の意見と超過勤務手当の内容

【回答】

導入にあたっては、首長に提言書を提出するとともに職員労働組合に対しては、職員組合総会に正副議長、議会運営委員長が経緯と取り組み内容を説明して協力をお願いした。職員労働組合との意見交換を経て合意に至った。

議会側から委員会等への説明員の出席要請についても、必要最低限の人員の要請に留めていることから、実際の超過勤務手当支給対象者は少数に押さえる努力を行っている。超過勤務手当の時給実態は、夜間会議に出席する少数の担当係長の勤務実態に応じて支給するか代替休暇を取得することで対応。課長級職員については夜間会議出席については役職手当の範囲内であり、支給対象は土日に開催される一般質問への対応に限られ、現状年 4 回で 1 日 9 千円に 9 名を乗じた額。年間 3 2 4 千円程度となる。夜間対応係員の超過勤務手当を加えても 4 0 0 千円以内に収まる額であった。

② 議会議員一般選挙の状況について

・今までの選挙の状況と次の選挙の見込み

【回答】

地域特性として村内 8 地区より議員が輩出されてきた。山間地の小規模集

落において人口減少高齢化の影響で地区の役員含めて後継者不足が深刻化している。平成29年の議員一般選挙に於いて今まで輩出してきた2地区からの立候補者が出なかったことが今回の無投票となった一因である。地区代表から全村区代表へ転換する必要があるが、まずは今後担い手候補として期待される若者団体、小中学校保護者会や各種団体に加えて議会モニターと懇談する中で、地域の身近な課題を政策提言として請願・陳情に繋げていくか議会活動に参画いただき、共同で作り上げていくことが議会の役割へお理解や、住民自治が前進するきっかけづくりを通じて次期担い手を育成したい。

③ 議会報告会について

・実施方法と内容

【回答】

5月から各種団体との報告会・懇談会を開催。各地域対象の報告会・懇談会は10月から実施している。議会の報告事項は一方的になりがちであることから、完結に短時間に設定し、住民からの意見交換の場となるように心がけている。各種団体と懇談する内容は予め課題やテーマを団体と事前協議して決定し議場を活用して実施しています。各地域との意見交換においては、地域の課題について議会側から課題を提起するなどしてきっかけをつくり対話型の意見交換会になるように心がけています。議会や村政に対する詰問も出ますが、詰問だけに終始しないように提案型の意見交換となるように促しながら実施している。

④ 委員会等での議員同士の討論の場はあるのか

【回答】

夜間・休日議会試行前の委員会における討論はほとんど無かった。「討論なし」「採決は異議なし。」が多かった。合議制を謳う議会にあって審議の過程が見えない状況でした。傍聴者も初めて目にする議案等の資料。説明者の説明後討論なし、採決異議なしで終了する議会を傍聴しても、「何を審議しているのかわからない。」という状況であった。

傍聴は全協含めて会議は原則公開であること。「審議の流れの手引き」を傍聴者に配布して一般質問だけでなく審議の過程の傍聴をお勧めしていることで委員会を熱心に傍聴する議会モニターの増に繋がっている。

全員は議案を読み込み、簡易な質問・意見コメントを集約して情報共有して委員会審議に臨み、委員長は意見集約の内容から焦点を絞った効率的な委員会運営することが可能となり、会議時間が2時間であっても討論する場面が増えてきている。夜間・休日に関わらず議員が好きな時間に自由に使える「議員執務室」を整備した事で議員同士の情報交換・簡単な打合せも行われ

ている。

特に委員会に付託された請願・陳情については、議員が調査研究資料を持ち寄って委員会審議前に自由討論したり情報交換したりすることが見受けられる。

